

府中市農業委員会だより

10月1日～10月31日は農地管理推進月間です

～農地は適正な管理を～

府中市農業委員会では、農地の保全管理の徹底と利用促進に取り組むため、今年度も「農地管理推進月間」を実施します。期間は10月1日から10月31日までです。期間中は、農業委員会委員が地域パトロールを行い、適正に肥培管理されていない農地があった場合には、適正管理の指導を行います。

市街化区域内の農地については、市民の皆様のご理解を得ながら、農地であるためのさまざまな優遇措置が取られております。特に、生産緑地地区に指定された農地については、宅地化農地（宅地並み課税の農地）と比較し、多くの優遇措置を受けています。

農業委員会は、農地の無断転用や管理が不十分な農地があった場合に必要な指導を行っています。特に、生産緑地や相続税納税猶予制度適用農地については、重点的に指導に当たっています。

生産緑地や相続税納税猶予制度の意義を再認識していただき、十分な管理をしていただくとともに、「農地管理推進月間」にご理解とご協力をお願いします。

～農地転用は届出が必要です～

農地を駐車場、資材置場、宅地等にするなど、耕作以外の目的で使用するには、事前に、農地法に基づく届出が必要です。

その他、都市計画法等の届出も必要な場合もありますので、市の担当課等への手続きを忘れずに行ってください。

届出等の手続きを行わない転用、届出内容と異なる内容の転用が行われた場合は、転用行為の中止命令や原状回復命令が出されるなど、厳しい措置が取られる場合があります。

また、転用届出手続きだけでは、不動産登記簿の地目は変更されません。法務局で地目の変更の手続きをしてください。

相続で取得した農地は届出を忘れずに

相続により農地の権利を取得した場合は、農業委員会への届出が必要になります。届出期間は、農地についての権利を取得したことを知った時点から、おおむね10カ月以内の期間となります。詳しくは、農業委員会事務局まで。

「相続税の納税猶予の継続届出書」に関する注意喚起

所有する生産緑地に係る「相続税の納税猶予の継続届出書」については、3年毎に税務署に提出する必要がありますが、その際に農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。届出書を税務署へ提出する前に、必ず市役所（農業委員会）にて上記証明書の発行手続きを行ってください。詳しくは、農業委員会事務局まで。

農業団体等原油価格・物価高騰臨時対策事業の実施

市ではこの度の原油価格・物価高騰を受けて、農業経営支援に係る臨時対策を次のとおり実施します。詳しくは、産業振興課農政係（335・4143）まで。

①肥料代補助事業

マインズ農業協同組合が今秋から冬に申込を取りまとめて販売する春肥について、値上がりしている商品の価格を令和3年並みに据え置いて販売します。（市がマインズ農業協同組合に肥料の値上がり分を補助することで、農家の皆様が高騰前の価格で肥料をお買い求めいただけるようにします。）

②動力光熱費補助事業

パイプハウス等で加温機やヒートポンプなどの冷暖房機を導入した施設栽培を行う農業者を対象に、令和5年分の農業所得に係る動力光熱費の一部を補助します。詳細は、別添の「令和5年度 動力光熱費補助事業 要望調書」（緑の印字の用紙）をご確認ください。

令和6年度事業希望調査の実施

府中市では、次に掲げる補助事業を行っており、令和6年度予算編成に向けて事業希望調査を実施します。詳しくは、産業振興課農政係（同上）まで。

〈対象事業〉

- ①農産物地産地消推進事業（ハウスのビニールの張替え、生産・出荷資材等の購入、体験農園・直売施設の開設整備に対する補助）
- ②農業経営改善事業（農業用機械用具等の購入、ハウス設置等に対する補助）
- ③循環型農業支援事業（有機堆肥、緑肥の購入に対する補助）

〈対象者〉

前項の①②③の事業は、いずれも農産物を市内で生産し、直売、市場出荷をしている方が対象で、そのうちの②③の事業については、（准）認定農業者、東京都認定エコファーマー、東京都認定エコ農産物生産者、農業後継者連絡協議会会員等に優遇措置があります。詳細は、配付される調査書をご覧ください。

〈調査方法〉

調査書は、この「府中市農業委員会だより（令和5年10月号）」と併せて郵送しています。令和6年4月から翌年3月までの間に事業実施予定のある方は、11月15日（水）までに同封の返信用封筒等により産業振興課農政係へご提出ください。

第32回府中市農業まつり

府中市の農業の振興、農産物のPRや、農業者と市民との交流を目的とした秋のイベント「府中市農業まつり」を開催します。

☆日 時：令和5年11月18日（土）・19日（日）

午前9時から午後3時まで

☆場 所：府中市郷土の森博物館（南町6の32）本館前芝生広場

◆農産物品評会へ是非ご参加ください！！

参加賞あり

農業まつりの開催と併せて農産物品評会を実施します（出品及び審査は11月17日（金））。品評会は、腕試しの場であると同時に、丹精を込めて育てた農産物の魅力を広くPRし、府中農業を盛り上げていくための絶好の機会となります。是非、奮ってのご参加をお待ちしております。（別添の「農産物品評会出品申込書（青の印字の用紙）」よりお申し込みください。また、事前申込ができなかった場合にも当日出品が可能です。）

府中市夏野菜品評会を開催

7月14日に市役所1階市民談話室で開催され、7農家から61点出品されました。審査結果は次のとおりです。

○最優秀賞

（特別賞）東京都野菜生産団体連絡協議会長賞

ナス 谷中 一貴 さん

○優秀賞

（特別賞）マインズ農業協同組合長賞

ピーマン 市川 光 さん

○優良賞

おくら 高野 茂久 さん

スイートコーン 高野 茂久 さん

○努力賞

おくら 谷中 一貴 さん

ミニトマト 市川 光 さん

ナス 市川 光 さん

ばれいしょ 赤堀 孝 さん

きゅうり 松本 俊雄 さん

ピーマン 谷中 一貴 さん

農業者年金について

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益で将来の年金額が決まる積立方式の公的年金です。支払う保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税にも繋がります。

☆加入要件：①国民年金第1号被保険者、②年間60日以上農業従事者、
③20歳以上60歳未満である方、以上のすべてを満たす方です。

☆お問合せ：一般社団法人東京都農業会議（03・3370・7146）
又はJA東京中央会（042・528・1567）まで。

農業簿記講習会参加者募集中

農業委員会では、東京都農業会議に講師をお願いして、簿記講習会を開催しています。講習内容は青色申告のためのパソコンを使用した記帳の仕方等です。詳しくは、農業委員会事務局まで。

営農上の注意喚起

～野焼きについて～

農業を営むためにやむを得ない場合等の例外を除き、野焼きは禁止とされています。また、農業上であっても単なる廃棄物の焼却は法令違反となります。特に、**家庭ゴミの焼却などは絶対に行わないでください。**

なお、農業を営むためにやむを得ず野焼きを行う際には、天候や時間帯、方法等の工夫をしたり、無煙炭化器※を導入するなど、近隣環境へ十分に配慮するよう心がけましょう。

※無煙炭化器…剪定枝などを燃焼して炭を生成する道具です。独自の形状で特徴的な対流燃焼を起こすことにより、煙の発生を抑制しながら剪定枝等を燃焼することができます。

◆野焼きをする場合の注意点

- ・短時間で焼却できる量にとどめる
- ・時間帯を考慮する（洗濯物を干している時間帯は避けるなど）
- ・焼却物は事前にしっかりと乾燥させる（湿っていると煙が出やすいため）
- ・風向きを考慮し、風の強い日は避ける
- ・できるだけ住宅の近くでは焼却しない

府中市農業委員会だより（令和5年10月発行）

発行：府中市農業委員会事務局 TEL 335-4492 FAX 360-9370